

匝瑳市公共施設における受動喫煙対策の基本方針

1 はじめに

平成30年7月25日に健康増進法の一部を改正する法律（以下「改正健康増進法」という）が公布され、これまで施設管理者の努力義務とされていた受動喫煙防止対策について、施設類型に応じた対策を講ずることが義務化された。

こうした状況を踏まえ、改正健康増進法の基本的な考えである「望まない受動喫煙」の防止を図るため、市が所有、又は管理する施設の受動喫煙対策を定め、健康への悪影響を未然に防ぎ、もって市民等の健康の保持増進を図り、且つ、快適で良好な施設環境の形成を促進することを目的とする。

2 定義

この基本方針に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) たばこ

たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品

(2) 公共施設

市有または市管理の屋内施設（市営住宅などを除く）、屋外施設（道路等を除く）

(3) 公共施設管理者

公共施設を管理する課等の長

(4) 受動喫煙

人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること

(5) 敷地内禁煙

公共施設の建物内及び敷地内における喫煙（敷地内駐車場における自家用車内喫煙を含む）を禁止すること

(6) 建物内禁煙

公共施設の建物内における喫煙を禁止すること

3 基本方針

改正健康増進法では、多くの人が利用する施設等の区分に応じて一定の場所を除き、禁煙とすることになっているが、市役所本庁舎をはじめとする本市の公共施設は、いずれも多くの人利用する施設であることから受動喫煙防止対策を推進するものとする。なお、実施に当たっては、施設への掲示や広報紙、ホームページなどで市民に周知していくものとする。

- (1) 公共施設等は、原則として敷地内禁煙または建物内禁煙とする。
- (2) 公共施設等管理者は、市民等の施設利用者に対し、受動喫煙対策の具体的措置及び趣旨についての周知を図り、理解と協力を得るものとする。

4 実施時期

建物内禁煙実施中の16施設のうち、匝瑳市役所(本庁舎)、野栄総合支所などの12施設は、令和元年7月1日までに敷地内禁煙に移行する。

5 屋外に喫煙場所を設ける場合の留意点

- (1) 喫煙場所を利用しない市民等や利用者(特に未成年や妊産婦)が立ち入らないように、その場所を明確に表示する。
- (2) 非喫煙者が通常利用するところ(出入口、通路、駐車場など)、屋内と通気のあるところ(窓、換気扇の近くなど)、子どもがいる空間などから十分離れた場所に設置する。
- (3) 立地条件などによりこの条件が満たせない場合は、分煙施設を設置するか、敷地内禁煙とする。